

組織再編

Premise

組織再編は、実体判断で重要な決議要件、略式・簡易組織再編の要件を確実に覚えておきたい。記述で出題されると添付書類をどれだけ取りこぼしをしないかがキーとなるので必要な添付書類も覚えておこう！

1 承認決議

(1) 株式会社

組織変更		総株主の同意（776 I）。		
組織変更以外の組織再編		原則	株主総会の特別決議（783 I, 795 I, 804 I, 309 II ㉔）。	
		例外	種類株式発行会社で、株主に損害が及ぶおそれがある場合には、当該種類株主による種類株主総会の特別決議を要する（322 I ㉗～㉛）。ただし、定款によって省略する旨を定めている場合を除く。	
厳格化される組織再編		種類株式発行会社の可否	①交付対価（※） 又は②設立会社	承認決議の要件
消滅会社等	・合併 ・株式交換 ・株式移転	公開会社である 単一株式発行会社 ----- 種類株式発行会社	①全部又は一部 が譲渡制限株式	株主総会の特殊決議 ----- ・株主総会の特別決議 ・種類株主総会の特殊決議
	・吸収合併 ・株式交換	単一株式発行会社 ----- 種類株式発行会社	①全部又は 一部が持分	総株主の同意 ----- ・株主総会の特別決議 ・種類株主全員の同意
	新設合併		②持分会社	総株主の同意
	存続会社等	・吸収合併 ・株式交換 ・吸収分割	種類株式発行会社	①全部又は一部 が譲渡制限株式
添付書類		上記承認機関に応じて ・株主全員の同意書 ・株主総会議事録 ・種類株主総会議事録 ・株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）		

（※） 種類株式発行会社の場合、消滅会社については、譲渡制限株式の種類株主以外の種類株主が表の対価を受ける場合。存続会社においては、表の対価を消滅会社の株主に対し交付する場合

(2) 持分会社

組織再編全般	原則	総社員の同意（781 I 793 I 802 I ②）。 ⇒ 定款に別段の定めがある場合を除く
	例外	社員の過半数の一致又は業務執行社員の過半数の一致 ① 会社分割において合同会社が分割会社となる場合であって、権利義務の一部を承継（新設）会社に承継させる場合 ② 吸収型組織再編において持分会社が存続会社等となる場合であって、消滅会社等の社員（株主）が新たに存続会社等の社員として加入しない場合
添付書類	承認機関に応じて ・ 総社員の同意書 ・ 社員の一致を証する書面	

2 略式組織再編

定義	ある株式会社の総株主の議決権の 10 分の 9（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）以上を他の会社及び当該他の会社の完全子会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人が有している場合の当該他の会社を特別支配会社という（468 I）。	
要件	組織再編を行う場合において、存続会社等が消滅会社等の特別支配会社であるとき又は消滅会社等が存続会社等の特別支配会社であるとき、特別支配を受ける他方の会社については、株主総会の承認決議を要しない（784 I, 796 I）。	
	略式手続可能な組織再編	効果
存続会社等	吸収合併・吸収分割・株式交換	消滅会社等の株主総会による承認決議を省略することができる
消滅会社等	吸収合併・吸収分割・株式交換	存続会社等の株主総会による承認決議を省略することができる
略式組織再編ができない場合	① 合併及び株式交換を行う場合の交付する対価の全部又は一部が譲渡制限株式であり、消滅会社等が公開会社であり、かつ、単一株式発行会社である場合（784 I）。 ② 吸収合併・吸収分割・株式交換を行う場合において、対価の全部又は一部が譲渡制限株式であって、存続会社等が公開会社でない場合（796 I）。	
添付書類	① 略式組織再編の要件を満たすことを証する書面 ② 取締役の一致を証する書面（取締役会議事録）	

3 簡易組織再編

要件	組織再編を行う場合において、存続会社等が消滅会社等に対して交付する対価が存続会社等の純資産額の5分の1以下であるとき又は消滅会社等が存続会社等に承継させる資産が総資産額の5分の1以下であるときは、 株主総会の承認決議を要しない （796Ⅱ，784Ⅱ805）。なお、定款において純資産額・総資産額の5分の1を下回る割合とすることもできる。	
	簡易手続可能な組織再編	効果
存続会社等	吸収合併・吸収分割・株式交換	存続会社等の株主総会による承認決議を省略することができる
消滅会社等	吸収分割・新設分割	消滅会社等の株主総会による承認決議を省略することができる
簡易組織再編ができない場合	<p>① 合併の対価として、存続会社等の譲渡制限株式を交付する場合であって、存続会社が非公開会社であるとき</p> <p>② 会社施行規則197条により定められた一定の株式（※）を有する存続会社等の株主が合併等に反対する旨を存続会社等に対して通知したとき（※ざっくり説明すると『議決権の約6分の1以上』）</p> <p>③ 吸収合併又は吸収分割の場合であって、存続会社が消滅会社等から承継する債務（承継債務額）が、承継する資産額（承継資産額）を超えるとき</p> <p>④ 吸収合併又は吸収分割の場合であって、『合併等の対価の帳簿額』>『承継資産額－承継債務額』となるとき 要するに、合併・会社分割をする価値以上の対価を支払うとき</p> <p>⑤ 株式交換の場合であって、『株式交換の対価の帳簿額』>『取得する完全子会社の株式の額』となるとき 要するに、完全子会社の株式の価値以上の額を対価として支払うとき</p>	
添付書類	<p>① 簡易組織再編の要件を満たすことを証する書面</p> <p>② 取締役の一致を証する書面（取締役会議事録）</p> <p>③ 簡易組織再編に反対する株主があった場合 ⇒ 代表者の作成に係る証明書（法務省令規定により定める数に一定数達しないことを証する書面）</p>	

4 債権者保護手続

(1) 株式会社

必ず債権者 保護手続が必要	①組織変更を行う場合 ②合併を行う場合 ③会社分割の存続会社等となる場合	
上記①～③以外の組織再編行為に関して債権者保護手続が必要な場合		
債権者保護手続が必要な場合及びその対象債権者		
会社分割の 分割会社側 (789 I ②, 799 I ②, 810 I ②)	① 会社分割後、分割会社に対して債務の履行を請求できない債権者 ② 会社分割の分割会社が会社分割の効力発生日に全部取得条項付き株式を取得し、当該株式の行使に際し取得対価として存続会社等の株式又は持分が交付される場合は、全債権者 ③ 会社分割の分割会社が会社分割の効力発生日に剰余金の配当として存続会社等の株式が配当される場合は、全債権者	
株式 交換	完全親会社側 (789 I ③, 799 I ③)	① 完全子会社の新株予約権付社債を承継する場合は、全債権者 ② 株式交換の対価として、完全親会社の株式以外の財産を交付する場合は、全債権者
	完全子会社側 (789 I ③)	新株予約権付社債が完全親会社に承継される場合は、当該新株予約権付社債権者
株式移転の 完全子会社側 (810 I ③)	新株予約権付社債が完全親会社に承継される場合は、当該新株予約権付社債権者	

(2) 持分会社

必ず債権者 保護手続が必要	①組織変更を行う場合 ②合併を行う場合 ③会社分割の存続会社等となる場合
上記①～③以外の組織再編行為に関して債権者保護手続が必要な場合	
債権者保護手続が必要な場合及びその対象債権者	
会社分割の 分割会社側	会社分割後、分割会社に対して債務の履行をできない (810 II ②)
株式交換の 完全親会社側	株式交換の対価として、完全親会社の持分以外の財産を交付する場合は、全債権者 (802 II 799 I ③)

(3) 通知及び公告

手続	債権者が下記手続期間内に異議を述べたときは、組織再編をしても当該債権者を害するおそれがないときを除き、株式会社はその債権者に対し、 弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。	
通知・公告	通常	1ヶ月以上の一定の期間内に組織再編について異議を述べることができる旨等を 官報に公告し、かつ、 知れている債権者には、 各別の催告をしなければならない
	省略できる場合	官報のほか、定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告により公告するときは、債権者に対する各別の催告を省略することができる
各別の催告を省略できない場合	① 会社分割の分割会社が行う債権者保護手続につき、当該会社に 不法行為債権者がいる場合（789Ⅲ）	
	② 合併の消滅会社が行う債権者保護手続につき、当該消滅会社が 合名会社又は合資会社であり、かつ存続会社等が株式会社又は合同会社である場合（793Ⅱ,813Ⅱ）	
	③ 合名会社又は合資会社が組織変更をする場合（781Ⅱ）	
添付書類	① 公告及び催告をしたことを証する書面 ② 公告をしたことを証する書面 ③ 債権者を害するおそれがないことを証する書面又は異議を述べた債権者に弁済等をしたことを証する書面	

5 株券・新株予約権証券の提供公告及び通知

株券提供公告及び通知	株券発行会社（現に株式の全部について株券を発行していない会社を除く）、組織変更をする場合又は合併、株式交換及び株式移転の消滅会社等になる場合には、株券提供公告を要する。
添付書類	株券提供公告をしたことを証する書面又は株式全部について株券が発行されていないことを証する書面
新株予約権証券提供公告及び通知	新株予約権証券又は新株予約権付社債券を発行している会社が、組織変更をする場合又は合併、分割、株式交換及び株式移転の消滅会社等となる場合であって当該会社の 新株予約券又は新株予約券付社債が消滅するとき は、 新株予約権公告を要する。
添付書類	新株予約権証券提供公告をしたことを証する書面又は新株予約権証券を発行していないことを証する書面

6 効力発生日

組織変更 ・吸収型組織再編	組織再編契約(計画)において、効力発生日と定めた日(745 I, 747 I, 750 I, 752 I, 759 I, 761 I, 769 I, 771 I)。 ⇒ 吸収合併消滅会社の吸収合併による解散は、吸収合併の登記後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない(750 II, 752 II)。	
新設型組織再編	組織再編(計画)による設立登記をした日(754 I, 756 I, 764 I, 766 I, 774 I)。	
効力発生日の変更	組織変更及び吸収型組織再編の場合は、組織変更を行う会社又は吸収型組織再編の当事会社の合意により効力発生日を変更することができる(780 I, 790 I)。ただし、この場合、効力発生日の前日までに変更後の効力発生日を公告しなければならない(780 II, 790 II)。	
	添付書類	・ 存続会社側の効力発生日を変更した取締役会議事録又は取締役の過半数の一致を証する書面(存続会社側) ・ 変更契約書(組織変更を除く)

7 申請方式

組織変更	組織変更による解散の登記及び設立の登記の申請は、会社の本店所在地に同時に申請(同時申請)しなければならない(商登 78 I, 107 II, 114, 123)	
組織変更以外の組織再編	① 存続会社等に関する登記と消滅会社等に関する登記の申請は、 存続会社等の本店所在地に同時に申請(同時申請) しなければならない(商登 82 III, 87 II, 91 II) ② 存続会社等と消滅会社等の本店の所在地を管轄する登記所が異なる場合、消滅会社等に関する登記の申請は、 存続会社等の本店を管轄する登記所を経由して申請(経由申請) しなければならない(商登 82 II, 87 I, 91 I)	
組織変更	設立登記及び解散登記	
合併	変更(設立)登記及び解散登記	
会社分割	承継による変更登記又は設立登記及び変更登記	
株式交換	完全親会社	完全親会社において資本金の額に変更、株式・新株予約権を発行した場合は変更登記が必要
	完全子会社	完全親会社が完全子会社の新株予約権者に対し当該新株予約権に代わる新株予約権を交付する場合は変更登記が必要
株式移転	完全親会社	設立登記
	完全子会社	完全親会社が完全子会社の新株予約権者に対し当該新株予約権に代わる新株予約権を交付する場合は変更登記が必要

8 登録免許税

組織変更	持分会社 ⇒株式会社	申請件数1件につき、資本金の額（課税標準金額）の1000分の1.5（組織変更前の直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、1000分の7、計算後の税額が金3万円に満たない場合は、金3万円（登録税別表1, 24, (1)ホ）。
	株式会社 ⇒合同会社	申請件数1件につき、資本金の額（課税標準金額）の1000分の1.5（組織変更前の直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、1000分の7、計算後の税額が金3万円に満たない場合は、金3万円（登録税別表1, 24, (1)ホ）。
	株式会社⇒合 名・合資会社	申請件数1件につき、金6万円である（登録税別表1, 24, (1)ロ）。
新設合併	申請件数1件につき、資本金の額（課税標準金額）の1000分の1.5（組織変更前の直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、1000分の7、計算後の税額が金3万円に満たない場合は、金3万円（登録税別表1, 24, (1)ホ）。	
新設分割 による設立	申請件数1件につき、増加した資本金の額1000分の7（計算後の税額が3万円に満たない場合は、金3万円）である（登録税別表1, 24, (1)ト）。	
株式移転 による設立	申請件数1件につき、増加した資本金の額1000分の7（計算後の税額が15万円に満たない場合は、金15万円）である（登録税別表1, 24, (1)イ）。	
吸収合併	申請件数1件につき、増加した資本金の額の（課税標準金額）の1000分の1.5（消滅会社の合併直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、1000分の7。計算後の税額が3万円に満たない場合は、金3万円）である（登録税別表1, 24, (1)ヘ）。	
吸収分割 株式交換	申請件数1件につき、増加した資本金の額1000分の7（計算後の税額が3万円に満たない場合は、金3万円）である（登録税別表1, 24, (1)チ）、（登録税別表1, (1)ニ）。	

9 申請書

(1) 組織変更登記

i 組織変更による設立登記（例：持分会社から株式会社への組織変更）

事由	組織変更による設立	・・(※1)
事項	商号 サンライズ株式会社	
	本店 東京都新宿区高田馬場三丁目3番3号	
	会社成立の年月日 昭和62年1月20日	
	(便宜省略)	・・(※2)
	登記記録に関する事項	
	平成〇年〇月〇日サンライズ合名会社を組織変更し設立	・・(※3)
課	金 500 万円	
税	金 3 万円（登録税別表 1, 24, (1) ホ）	
添	定款 1 通	・・(※4)
	登録免税法施行規則第 12 条 4 項の規定に関する証明書 1 通	・・(※5)
	委任状 1 通	
	(その他添付書面については便宜省略)	・・(※6)
		・・(※7, 8, 9, 10)

(※1) その他の組織再編で会社を設立した場合の事由

新設合併	年月日新設合併の手続終了
株式移転	年月日株式移転の手続終了
新設分割	年月日新設分割の手続終了

(※2) その他の組織再編で会社を設立した場合、株式会社又は持分会社の登記事項を全て記載する。

(※3) ・ その他の組織再編によって会社を設立した場合、**登記記録に関する事項**として、組織再編によって設立した旨を記載する。(株式移転を除く)

(※4) 組織変更による設立及び新設型組織再編の場合、**定款には公証人の認証は不要**である。

(※5) 新設合併により設立する場合、「登録免税法施行規則第 12 条 3 項の規定に関する証明書」を添付する。

(※6) 各種の組織再編の手続に応じた添付書面を添付する。 参照： 手続

(※7) 株式会社から合資会社になる組織変更をする場合は、「有限責任社員が既に履行した出資の価額を証する書面」を添付する。

- (※8) 新設分割又は株式移転による設立の場合、商業登記規則 61 条 4 項 5 項の「印鑑証明書」を添付する。
- (※9) 組織変更による設立及び新設型組織再編の場合、印鑑証明書の添付を要しない設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役については、本人確認証明書を添付する（商規 61VII）。
- (※10) 消滅会社等の本店所在地の管轄登記所が、新設会社の本店所在地の管轄登記所と異なる場合は、作成後 3 ヶ月以内の「消滅会社等の登記事項証明書」を添付する。

ii 組織変更による解散登記

事由	組織変更による解散
事項	平成〇年〇月〇日東京都新宿区高田馬場三丁目 3 番 3 号 辰巳商事株式会社に組織変更し解散
税	金 3 万円（登録税別表 1, 24, (1) レ）
添	なし

(2) 合併登記

i 合併による変更登記（例：吸収合併）

事由	吸収合併による変更	
事項	平成〇年〇月〇日横浜市神奈川区鶴屋町二丁目 23 番 5 号シャイン株式会社を合併 同日次のとおり変更 発行済株式の総数 4000 株 資本金の額 金 2 億 5000 万円	
課	金 5000 万円	
税	金 35 万円（登録税別表 1, 24, (1) チ）	
添	委任状 1 通 合併契約書 1 通 （その他添付書面については便宜省略）	
		・・・(※1, 2, 3)

(※1) 「登録免税法施行規則第 12 条 5 項の規定に関する証明書」を添付する。

(※2) 消滅会社等の本店所在地の管轄登記所が、**存続会社等の本店所在地の管轄登記所と異なる場合は**、作成後 3 ヶ月以内の「消滅会社等の登記事項証明書」を添付する。

(※3) 合併の手に応じた添付書面を添付する。

ii 合併による解散登記

事由	吸収合併による解散	
事項	平成〇年〇月〇日東京都新宿区高田馬場三丁目 3 番 3 号サンライズ株式会社に合併し解散	
税	金 3 万円（登録税別表 1, 24, (1) レ）	
添	なし	
申請人に関する事項	（代表取締役の住所に関する事項は省略） 横浜市神奈川区鶴屋町二丁目 23 番 5 号 申請人 シャイン株式会社 東京都新宿区高田馬場三丁目 3 番 3 号 存続会社 サンライズ株式会社 代表取締役 道明寺日出男	
		・・・(※)

(※) 消滅会社の議事録等に関しては、存続会社等の申請書に添付するため、組織再編による解散の登記の申請書には、一切の添付書面を要しない。

(3) 吸収分割登記

i 承継会社について

事由	吸収分割による変更	
事項	平成〇年〇月〇日東京都新宿区高田馬場三丁目3番3号 サンライズ株式会社から分割 同日次のとおり変更 発行済株式の総数 4000株 資本金の額 金2億5000万円	
課	金5000万円	
税	金35万円（登録税別表1, 24, (1)チ）	
添	委任状1通 （その他添付書面については便宜省略）	・・・(※)

(※) 各種類の組織再編の手續に応じた添付書面を添付する。 参照： 手續

ii 分割会社について

事由	吸収分割による変更	・・・(※1)
事項	平成〇年〇月〇日横浜市神奈川区鶴屋町二丁目23番5号 株式会社シャインに分割	
税	金3万円（登録税別表1, 24, (1)ツ）	
添	委任状1通 印鑑証明書1通	・・・(※2, 3)

(※1) 吸収分割の承認決議をする株主総会において、資本金の額の減少をも決議をし、債権者保護手續を適法に行っている場合で、かつ、会社分割の登記が経由申請ではない場合（分割会社と承継会社の**本店所在地の管轄登記所が同一の場合**）においては、分割会社の登記申請書に、『会社分割による変更登記』と『資本金の額の減少による変更登記』を同時に申請することができる（登研707P193）。

(※2) 分割会社の本店と承継会社の本店の登記所の管轄が異なるときは作成後3ヶ月以内の分割会社の代表者の「印鑑証明書」の添付を要する。

(※3) 分割会社の議事録等に関しては、承継会社の申請書に添付するため、分割会社の申請書には添付を要しない。

(4) 株式交換登記

i 株式交換による変更（完全親会社について）

事由	株式交換
事項	平成○年○月○日次のとおり変更 発行済株式の総数 4000 株 資本金の額 金 2 億 5000 万円
課	金 5000 万円
税	金 35 万円（登録税別表 1, 24, (1) チ）
添	委任状 1 通 （その他添付書面については便宜省略）

ii 株式交換による変更（完全子会社について）

新株予約権が承継されるときのみ申請する。

事由	株式交換	
事項	平成○年○月○日株式交換契約新株予約権消滅	・・(※1)
税	金 3 万円（登録税別表 1, 24, (1) ツ）	
添	委任状 1 通	
	印鑑証明書 1 通	・・(※2)

(※1) 株式移転の場合は、年月日株式移転計画新株予約権消滅と記載する。

(※2) 消滅会社等の本店と存続会社等の本店の登記所の管轄が異なるときは作成後 3 ヶ月以内の消滅会社等の代表者の「印鑑証明書」の添付を要する。

(択一関連過去問)

- ① 吸収合併消滅会社が種類株式発行会社である場合において、合併対価の一部が持分会社の持分であるときは、合併による変更の登記の申請書には、持分の割当てを受ける種類の種類株主全員の同意を証する書面を添付しなければならない。H19-34
- ② 吸収分割により吸収分割承継会社が承継した債務の全部につき、吸収分割会社が吸収分割承継会社との間で重畳的債務引受契約を締結した場合には、吸収分割承継会社についてする吸収分割による変更の登記の申請書には、吸収分割会社においてその知っている債権者に対して各別の催告をしたことを証する書面を添付する必要はない。H19-34
- ③ 株式会社が合同会社への組織変更をする場合において、当該組織変更計画において定めた効力発生日までに債権者保護手続が終了しないため、当該効力発生日の前日までに当該効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を公告しなければならないが、当該組織変更後の合同会社についてする登記の申請書には、効力発生日の変更に係る公告をしたことを証する書面を添付する必要はない。H20-32
- ④ 吸収分割をする場合において、吸収分割承継株式会社の株主総会で承認を受けた吸収分割契約で定めた効力発生日を変更したときは、当該吸収分割承継株式会社がする吸収分割による変更の登記の申請書には、効力発生日の変更を証する吸収分割承継株式会社の取締役の過半数の一致があったことを証する書面又は取締役会の議事録を添付しなければならない。H21-31
- ⑤ A社に承継させる資産の帳簿価額の合計額がB社の総資産額として法務省令により定まる額の5分の1を超えず、かつ、B社において株主総会の承認決議を経ずに吸収分割の手続を行った場合において、B社の株主から吸収分割に反対する旨の通知があったときは、A社の吸収分割による変更の登記の申請書に、反対する旨を通知したB社の株主が有する株式の数を証する書面を添付しなければならない。H26-35

(択一関連過去問)

- ① 清算株式会社を当事会社とする株式交換による変更の登記は、することができない。H24-32
- ② 株式交換完全親会社が株式交換完全子会社の新株予約権付社債を承継する場合における株式交換完全親会社がする株式交換による変更の登記の申請書には、株式交換完全親会社において債権者異議手続をしたことを証する書面を添付することを要しない。H24-32
- ③ 株式交換完全子会社がする株式交換による新株予約権の変更の登記の申請書には、株式交換完全親会社の本店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に株式交換完全子会社の本店がないときは、登記所において作成した株式交換完全子会社の代表取締役又は代表執行役の印鑑の証明書を添付しなければならない。H24-32
- ④ 合名会社が株式会社となる組織変更をする場合において、債権者に対する公告を官報のほか定款に定めた官報以外の公告方法によってしたときは、組織変更による設立の登記の申請書には、知っている債権者に対して各別の催告をしたことを証する書面を添付する必要はない。H19-34
- ⑤ 合併による株式会社の変更及び目的の変更の登記の申請書に添付された合併契約書に合併に伴う目的変更の記載がある場合でも、申請書には、別途、目的変更を決議した株主総会議事録を添付しなければならない。H12-31